

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成24年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」
を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及び
ユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定に
基づき配置される看護職員に限る。）に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福
祉施設」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「）を併設する場合」
を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット
型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第53条第2項」を「指定地域密着型サー
ビス基準条例第189条第2項」に改める。

第8条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加
える。

7 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を
講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第24条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設に係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。